

安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例(平成 16 年条例第 127 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条及び第 3 条関係)			別表第 1(第 2 条及び第 3 条関係)		
名称	施設	位置	名称	施設	位置

(略)		
土師ダムスポーツランド施設	(略)	
	テニスコート	安芸高田市八千代町土師字本込 11379番1地先
	(略)	
(略)		

別表第2 (略)

別表第3(第11条関係)

1 土師ダム記念公園

(表は省略)

2 土師ダムスポーツランド施設

(1) 施設利用料金

区分	単位	利用料金
(略)		
テニスコート	1面1時間	750円
(略)		

(2) 貸出自転車利用料金

(表は省略)

(3) グラウンド・ゴルフ用具貸出料金

(表は省略)

(4) ボート・カヌー貸出料金

(表は省略)

3 土師ダムサイクリングターミナル

(表は省略)

(略)		
土師ダムスポーツランド施設	(略)	
	テニスコート(中土師)	安芸高田市八千代町土師字大徳寺 12147番から同町土師字大徳寺 12084番1まで
	テニスコート(上土師)	安芸高田市八千代町土師字本込 11379番1地先
	(略)	
(略)		

別表第2 (略)

別表第3(第11条関係)

1 土師ダム記念公園

(表は省略)

2 土師ダムスポーツランド施設

(1) 施設利用料金

区分	単位	利用料金
(略)		
テニスコート(上土師・中土師)	1面1時間	750円
(略)		

(2) 貸出自転車利用料金

(表は省略)

(3) グラウンド・ゴルフ用具貸出料金

(表は省略)

(4) ボート・カヌー貸出料金

(表は省略)

3 土師ダムサイクリングターミナル

(表は省略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。